

第8回 嘉麻市行政経営推進審議会 会議録

1. 審議会等の名称 令和7年度 第8回嘉麻市行政経営推進審議会
2. 開催日時 令和7年11月25日（火）13：30～14：52
3. 開催場所 嘉麻市役所本庁舎5階 5A会議室
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）

6. 出席者

（1）委員

美谷薫委員、林田史朗委員、頼金豊子委員、大森成順委員、長野美津子委員、永富靖人委員、野見山桂子委員、大里理子委員、松田クニ子委員

＊欠席委員 藤井正博委員、大野繁治委員、三舩國弘委員

（2）執行機関

財政課長 赤坂晋、財政課長補佐 田中ひふみ、行政改革推進係長 渡辺亮、
行政改革推進係 鹿毛一樹

7. 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人

8. 議題及び審議の内容

【議題】

- （1）前回審議会の振り返り
- （2）答申書②案について（審議）
- （3）答申
- （4）個別施設見直し計画策定指針（案）について（審議）
- （5）その他

【審議の内容】

（1）前回審議会の振り返り

前回審議会において、答申書②（案）の作成を行い、文言や内容等の修正を行い、郵送にて11月19日に事前配付を行った。

（2）答申書②案について（審議）

郵送にて送付した答申書案について、項目ごとに内容の確認及び審議を行った。

（3）答申

修正により作成した答申書を市長へ提出

（4）個別施設見直し計画策定指針（案）

○個別施設見直し計画策定指針（案）について、資料に沿って説明を行った。（事務局）
説明を受け、次のような意見が出た。（委員）

【会長】今後、39の公共施設について取扱い方針を検討し計画化するのが個別施設見直し計画である。その策定にあたり、まず基本的な方針について審議したい。答申として求められる内容はどのようなものか。

【事務局】 前回の個別施設見直し計画を策定する際には、各施設についての具体的な今後の利活用についての検討や、公共施設における全般的な事項について答申をいただいている。今回は個別施設見直し計画を策定するための指針であるため、全体的な方針について答申をいただくような内容を検討している。

【委員】 旧稲築プールが長期間未利用のままとなっている点を懸念している。整備や売却に費用を要するため着手できていない事情は理解するが、そのような施設が複数存在するのではないかと。利活用又は処分の方方向性を早期に整理する必要がある。

【会長】 「放置」という表現で認識してよいか。

【事務局】 旧稲築プールについては解体費用が高額であり、処分にあたっては接続道路の拡幅整備も必要となる。財政状況も踏まえ検討を進めてきたが、総合的判断により解体着手ができず、結果として先送りとなってきた経緯がある。

【会長】 先送りされてきた施設について、今回方向性を明確にするという理解でよいか。

【事務局】 現行計画では「解体」を方針としているが、合併特例債の活用期限を迎えるため財源面で実施は困難である。現状有姿での売却等も含め、現実的な見直し方針を検討する必要がある。単に現状維持するのではなく、適切な処分方法を検討する方針である。

【委員】 方針の整理にあたり、現行計画の進捗状況の説明が必要ではないか。

【委員】 見直し計画の目的を明確にすべきである。人口規模から見ると類似施設が合併により増えており、今後は経費削減を重視した施設整理が必要だと考える。利用者が一定数存在する施設についても方向性の提示が必要である。

【事務局】 合併により類似施設が増加したが、人口規模に見合う施設数となっていない。利用者の利便性や廃止に伴う課題を十分考慮しつつ、適切な見直し方針を検討する。財政負担や処分による歳入確保の観点も踏まえて議論いただきたい。

【委員】 公共施設等適正化基本方針の内容が不明確であるため議論しにくい。

【事務局】 同方針は期限満了に伴い見直し中であり、確定版の提示は困難だが、現時点の内容であれば提示可能である。

【会長】 公共施設の見直しは総論では合意しやすいが、個別の議論では合意形成が難しい。基本的な考え方を整理しなければ議論が施設ごとの存続の是非に偏る恐れがある。床面積 45%削減という数値目標は理解できるが、施設機能の配置方針が重要である。

「市に 1 つ設置すべき施設」「地域単位で設置する施設」など、施設類型ごとの配置基準を明確にすべきである。現行の基本方針にその記載はあるのか。

【事務局】 現段階ではそこまで踏み込んだ記載はない。

【会長】 他自治体では、施設の配置を複数の層に区分して整理している例がある。市民意見なども踏まえ、市としての施設機能の配置方針を事前に整理しないと、地域間での調整が難しくなる。

【委員】 見直し対象施設の基準に隣保館が含まれているが、廃止対象なのか。

【事務局】 隣保館は見直し対象外であり、現段階で廃止は検討していない。

【委員】白雲荘とふれあいハウスは同一施設ではないか。

【事務局】両者は別の施設である。

【委員】策定指針の対象施設について、存続の可能性も検討するのか。

【事務局】白雲荘は現行計画で用途廃止・解体が方針である。解体費用の問題から現状有姿売却も検討に含むが、処分方針に変わりはない。ただし、今後の所管課ヒアリングを経て具体的な方針を検討するため、現時点で確定的な回答は困難である。行財政改革の観点から、方針変更は容易ではない。

【会長】基本的な考え方を踏まえ、地域単位での役割分担を整理した上で、施設の複合化や機能集約を図れば、市民サービスの低下を抑えつつ見直しが可能である。床面積のみの議論ではなく、交通手段の整備なども含め、持続可能な基準づくりが重要である。

【委員】人口規模から見て適正な施設数の基準はあるのか。

【会長】市の地理・移動距離などの条件により一概には示しにくい。したがって、市に適した基準を策定することが必要である。

(5) その他

特になし

9. 配布資料

- ・令和7年度第8回嘉麻市行政経営推進審議会次第
- ・答申書（案）（第5次行政改革大綱及び実施計画）
- ・第5次行政改革大綱（案）及び第5次行政改革実施計画（案）
- ・個別施設見直し計画策定指針（案）
- ・個別施設見直し計画策定指針対象施設（案）